

暮らしやすい社会へ 4月から障害者差別解消法が施行

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されます。

この法律は、行政機関や民間事業者等を対象に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある方が日常生活や社会生活で障壁となるものを取り除く「合理的な配慮の提供」を求めています。

一人一人がこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

●不当な差別的取扱い
正当な理由がなく、障害を理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。

※他に方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともありません。

●合理的な配慮の提供

障害のある方から配慮を求められた場合は、負担になり過ぎない範囲で日常生活や社会生活で障壁となるものを取り除くために、合理的な配慮（※）を行うことが求められます。この配慮は、行政機関には法的義務、民間事業者には努力義務が生じます。

合理的な配慮は、個別のケースで異なります。

※合理的な配慮の例

- ・車いすで乗り物に乗るときに手助けをする。
- ・障害のある方に応じた手段（筆談・読み上げ等）で対応する。
- ・難しい漢字に振り仮名をつける。等

◆問い合わせ

福祉課障害福祉班
☎(84) 1257
FAX(84) 2713

「旧横芝中学校跡地活用構想(案)」の パブリックコメントを募集

閲覧・意見提出期限
3月25日(金)

閲覧場所

- ① 町ホームページ
- ② 企画財政課財政班
- ③ 意見を出していただける方
- ④ 町内に住所を有する方
- ⑤ 町内に事務所、または事業所を有する個人及び法人、その他の団体

意見の提出方法

- ① Eメール
kikakuzaisei@town.yoko
shibahikari.chiba.jp
- ② FAX
(84) 2713
- ③ 郵送・持参
〒289-1793

横芝光町宮川11902
横芝光町役場企画財政課
※意見書の様式は、町ホームページと企画財政課に用意してありますので、ご利用ください。

結果の公表

① 意見は、内容ごとに整理、分類し、町の考えとともに町ホームページと企画財政課前の掲示板で公表します。

ハローワーク千葉出張相談

4月から毎月第4木曜日にハローワークの出張相談を実施します。今回は、それに先駆けて3月に実施するものです。お気軽にご相談ください。

とき 3月24日(木) 午前10時～午後3時 ※正午～午後1時を除く。
ところ 役場東側玄関ロビー 相談室
費用 無料 ※予約不要

◆問い合わせ

ハローワーク千葉職業相談第一部門 ☎043-242-1181(部門コード41#)

シニア従業員のお仕事 説明会 - N 東金

株式会社セブニーイレブン・ジャパンと共催で、シニア向けの仕事説明会を開催します。

働く方のライフスタイルや体力にあわせ、働く時間や内容を定めることで、無理なく働くことができます。

とき 3月22日(火)

午前10時～正午

ところ 東金商工会議所
大ホール

対象者 就労を希望する
おおむね65歳以上の方(子育て中の主婦も可)

申込方法 事前に電話でお申込ください。

参加費 無料

共催 横芝光町・東金市・大網白里市・山武市・九十九里町

◆申込・問い合わせ

産業振興課商工観光班
☎(84) 1215